

⇨ 確定申告期限までに出国する場合

Q : 私は商社に勤務していますが、給与所得のほか、不動産所得があり、毎年確定申告しています。

ところで今年の2月1日より、3年間の予定で米国支店での勤務を命じられました。この場合、確定申告はどうすればいいのですか。

A : 納税管理人を定めてその旨の届出をした場合は、通常確定申告期限までに申告をすればよいのですが、納税管理人の届出をしない場合は、出国の時までに申告書を提出しなければなりません。

【解説】

所得税の確定申告期限は、その年の翌年2月16日から3月15日まで（平成14年分については土日にかかると平成15年2月17日から3月17日まで）とされていますが、その年の翌年1月1日から2月15日の間に出国する場合には、次のようになります。

① 納税管理人の届出をした場合

本来の確定申告期限までに申告すればよいとされています。すなわち、平成14年分の所得については、納税管理人を通じて平成15年2月17日から3月17日までに申告することになります。

② 納税管理人の届出をしない場合

平成14年分の所得については、出国の時までに確定申告をしなければなりません。また、出国するまで（平成15年1月分）の所得については、出国の時までに準確定申告をしなければなりません。

